科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28年 6月 8日現在

機関番号: 14401

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25380006

研究課題名(和文)緊急事態と悪法論 法理論的・法思想史的研究

研究課題名(英文)State of Emergency and Theories of Evil Law

研究代表者

中山 竜一(Nakayama, Ryuichi)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:00257958

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):緊急事態法は、秩序維持の名の下、諸々の基本的人権や自由、民主的な決定過程、その他通常の法的手続の制限や中断を可能とする。本研究の目的は、従来の理論蓄積や内外法制の検討を通じて、緊急事態法制が「悪法」へと転化しないための条件を明らかにすることであった。危機的状況下においても「万人の万人に対する戦争」とはならず、それゆえ緊急事態法制の発動が不要となるためには、「平時」における強靱な市民的法=政治文化が重要であり、「法の支配」と立憲主義の尊重がその鍵となる。しかし、日本を含む東アジアでは、道具主義的な法文化が妨げとなってきたばかりか、ポスト9.11の今日では、国際政治上の影響も念頭に置く必要がある。

研究成果の概要(英文): In the name of maintaining public order, the emergency law restricts, or suspends, basic rights and civil liberties, democratic decision-making processes, and other legal procedures. The objective of this study was to explore the institutional safeguards that prevent the legislations from degrading themselves to the "evil laws" during "state of emergency". In this respect, the resilient civil culture that embraces the Rule of Law and Constitutionalism should be deeply rooted in people's mentality before any emergency situations, either severe disasters or security threats, take place. However, in East Asia, the traditional politico-legal culture of instrumentalism stands in the way as an obstacle. Furthermore, especially in the post 9.11 era, the detrimental pressures from international politics should also be taken into consideration.

研究分野: 法理学/法哲学

キーワード: 緊急事態 悪法 リスク 法哲学 思想史

1.研究開始当初の背景

報告者は長らく、民事責任制度を中心に、 BSE 汚染、予防接種による健康被害、HIV 感染、ゴミ処理施設の有害物質、原子力発電 所事故といった、科学技術の進歩がもたらす 新たなリスクに焦点を当て、「リスクと法」 という比較的新しい課題に取り組んできた。 そして、ヨーロッパ環境法や保健衛生政策の なかから生まれた新たな法原理「予防=事前 警戒原則 precautionary principle」のうちに、 予測不可能かつ不可逆的な「新たなリスク」 に直面した際に「法」がとりうる有効な手立 てを見出し、その思想史的位置づけ、ならび にその運用上の問題点(費用便益分析の位置 づけ、科学的進歩の観点)やその他の法原理 (たとえば、比例原則)との関連について検 討を重ねてきた。

だが、研究を進めるうち、「予防原則は人々 の非合理な不安に迎合するポピュリスト的 政策である」とか、「国家の過剰な警察行動 や予防戦争的に遂行される先制攻撃まで正 当化する」といった主張の存在に気づいた (例えば、憲法学者キャス・サンスティンの 所論)。こうした主張は、2001年9月11日 に発生したニューヨーク貿易センタービル 事件以降の世界において、テロリストに対す る「予防」措置の名目で市民の「自由」や「人 権」が踏み躙られ、「予防」戦争の名の下、 無辜の人々の生命が犠牲とされる事態への 批判としては妥当である。ただ、問題は、こ うした立論が、環境法や健康政策上の予防原 則まで総じて否定してしまう点である。予測 不可能だが不可逆的でもある、環境や健康に かかわる「新たなリスク」に対し、「法」は 手をこまねいているだけでよいのか。すでに 国際条約や憲法典等で実定化されている環 境法や保健衛生上の「予防原則」と、刑事司 法や外交政策上の「予防」的措置を原理的に 峻別すべきではないか。こうした関心から、 報告者は、刑事司法や国際関係論における

「予防」観念の背景にある正当化理論として、 功利主義または帰結主義的リアリズム(さらには法道具主義一般)と、これに対立する「自由」や「人権」の義務論的基礎づけの関係の 再検討を試みた。

ところが、こうした研究を進めている最中 の 2011 年 3 月 11 日、東日本大震災と福島原 発事故が起こった。報告者は、両者の収束を めぐる経緯を一市民として観察するうち、科 学技術がもたらす負の側面に対する「予防原 則」の重要性を再確認すると同時に、秩序維 持のための「予防」的措置や「危機管理」と 密接に関連するとともに独自の理論的蓄積 を有する法概念たる「緊急事態」について、 十全な検討を行う必要があると考えるよう になった。というのも、わが国を含む各国の 歴史を振り返ってみても、緊急事態法制がい わゆる「悪法」へと転化することは、きわめ て頻繁に見られる現象と言わざるを得ない からである。思いがけない大規模な災害や事 故が今後も必ず起こり得ること、また、好む と好まざるとにかかわらず、そうした際には 何らかの形で緊急事態法制をめぐる議論が 再浮上してくる可能性が確かに存在するこ これらの事実を直視するならば、そう した非常時の特例的措置がいわゆる「悪法」 を導くことのないよう、平時においてこそ、 その手続的条件や制度的限界について原理 的考察を重ねておくことが、法哲学ないし基 礎法学にとって喫緊の課題ではないかと思 い始めたからである。

本研究の前提となる「リスクと法」をめぐる研究は、当時、海外のみならず国内においても、研究書(例えば『岩波講座リスク学入門3』)が刊行され、日本法哲学会でも学術大会の全体テーマとなるなど(報告者が企画責任を担当した 2009 年度「リスク社会と法」)着実に進展しつつあった。また、9.11以降の憲法・刑事政策・外交政策上の「予防」的措置や「緊急措置」の批判的検討に関して

も、カール・シュミットによる端緒的な議論は当然として、英米のリベラルな憲法理論(たとえば、ブルース・アッカーマンやデイヴィッド・ダイゼンハウス)に触発された、新たな研究が生まれつつあった(例えば、愛敬浩二教授による諸研究など)。

他方、いわゆる「悪法」論にかんする研究の方も、英米圏にあっては、ハート=フラー論争50周年を契機とした各種の理論的再検討の試みや、ロナルド・ドゥオーキン教授の最後のまとまった著作となった『ハリネズミの正義』(Ronald Dworkin, Justice for Hedgehog, 2011)における「悪法」論の新たな定式化(と言うより「悪法」論の理論的解消)など、少しずつではあるが新しい動きが散見されるようになっていた。ちなみに、報告者も、前者にかんする紹介論文を執筆し(中山「ハート=フラー論争を読み直す」『法の理論』、2011年)また、前者と後者とを結びつける試論を研究会の場で報告している(九州法理論研究会、2012年9月29日)。

ただ、国内外を問わず、これらの研究はそ れぞれ独立に進んでおり、両者を結びつける 試みは、必ずしも存在してはいなかった。し かし報告者は、巨大災害や人為的事故の収束 をめぐる諸々の困難や落とし穴が現実とな った今こそ、一方の「緊急事態」にかんする 基礎理論的考察と、他方の「悪法」論の新た な進展が結合されなければならないと考え た。というのも、そうすることによってはじ めて、リスク現実化に備えた、平時の「予 防=事前警戒」原則の運用と、 被害拡大が 一定程度収束した時期における損害賠償や 復興のスキームとの狭間で、 リスクが現 実化した直後の混乱期にあっても正義や公 正の要請に背馳することのない、妥当な法的 枠組の構想が可能となるように思われるか らである。

2.研究の目的

「緊急事態」(emergency)は、「法的なもの」 の極限に存する概念である。というのも、そ こでは、「人権」や「自由」の保障、民主的 な決定過程、その他通常の法的手続が中断さ れ、秩序維持の名の下、国家が持つ剥き出し の「力」が顕在化するからである。東日本大震 災と福島原発事故に際しては、暴力的な「危 機管理」こそ、実行には移されなかったもの の、それにより、リスクの現実化に備えた十 分な「予防=事前配慮」措置の必要性ととも に、「緊急事態」概念がいわゆる「悪法」を導 くことがないよう、その意義と限界を予め十 全に考察しておく必要があることも明らか となった。そこで、本研究では、まず、法思 想史的観点から「緊急事態」と「悪法」に関す る従来の議論の蓄積を網羅的に精査し、次い で、国内外の緊急事態法制について実証的観 点から批判的検討を加える。そして、最終的 には、緊急事態法制が「悪法」に転化しない ための手続条件の解明を目指することによ り、「緊急事態」と「悪法」との関連をめぐ る法哲学的理論の構築を目指したいと考え た。

3.研究の方法

- (1) 報告者はこれまで、まずは民事責任や環境法におけるリスクと予防的措置、次いで刑事司法や国際関係(とりわけ予防戦争論)を対象に、法思想史的アプローチと(行動主義的「法と経済学」のような)一種の帰結主義的の双方から研究を試みてきたが、「緊急事態」の概念については正面からは取り組んでこなかった。それゆえ、まずは、C・シュミットにはじまり、現代のリベラルな理論(B・アッカーマンや D・ダイゼンハウス)にいたるまでの、憲法理論ないしは政治哲学上の「緊急事態」研究の蓄積に検討を加える必要がある。
- (2) 国内外の各種の「緊急事法」や「災害特別措置法」等にかんする実証的な比較研究

を行う。文献を通じての理論的な精査が中心となるものの、それと同時に、政策の立案に何らかのかたちで実際に携わった人たち(研究者・行政官・政治家)の視点も、何らかの仕方で取り入れることが望ましい。

- (3) また、「悪法」論についても、ハート=フラー論争からドゥオーキンの最近著に至る議論に再検討を加えると同時に、法思想的観点から、プラトンやトマスから近代自然権論を中心に「悪法」をめぐる議論の流れを追う そして、その際には、レオ・シュトラウスのような、報告者がこれまで取り上げなかった類の理論家の所論についても検討する 必要がある。
- (4) 以上の作業を結びつけるかたちで、緊急事態法制が「悪法」に転化しないための手続的条件の解明を目指す。そして最終的には、これらの考察を、報告者がこれまでに取り組んできた「リスク社会における予防原則と賠償責任」をめぐる研究や、刑事政策と国際関係論上の「予防的介入」の限界にかんする研究と摺り合わせ、法哲学的な包括理論に至る手掛かりを見出す。

4. 研究成果

(1) 報告者は、「緊急事態」については、C・シュミットの古典的研究や、B・アッカーマンやD・ダイゼンハウスら 9.11 以降の英米憲法学、G・アガンベンらによる「例外状態」の概念史、他方「悪法論」については、ハート=フラー論争からR・ドゥオーキンの最近の議論を導きの糸として、「緊急事態」と「悪法」をめぐる従来の諸理論を精査する作業を進めるとともに、それと並行して、これまでに行ってきた「リスク」と「予防」にかんする研究と、「緊急事態」にかんする新たな研究とを、リスク現実化の「前・後」における法的措置をめぐる検討として捉え直し、とりわけリスク現実化「以後」の壊滅的危機や巨

大なカタストロフィについて、それがホッブ ズ的な「万人の万人に対する戦争」を引き起 こさないための諸条件にかんする暫定的な 検討を行った。そして、その上で、「緊急事 態」における市民間の互恵性と責任の制度化 のためには、とりもなおさず「平常時」 すなわちリスク現実化「以前」における議論 や取り組みが決定的に重要となること、さら に、いわゆる「緊急事態」の「悪法」に対す る防波堤として「平時」における強靱な市民 的法=政治文化が重要な鍵となることを指摘 した。そして、その成果を、「社会的正義と カタストロフィ」を統一テーマとした国際シ ンポジウム席上で報告し、論文のかたちで公 表した(中山「互恵性と責任の政治学 リスク現実化の「前」と「後」」)。

(2) そもそも、たとえ危機的な状況下にあ っても、「非常時においては、平時とは異な る危機管理が必要である」とか「諸々の自由 や権利の一時停止や全体的利益とのトレー ドオフもやむなし」といった考えの下での安 直な「緊急事態」法制の発動を拒むような、 強靱な市民的法=政治文化が育つためには、 その前提として「法の支配」や「立憲主義」 といった近代法の基本理念が、政治家や行政 官は言うに及ばず、市民の間に深く根を下ろ していることが決定的に不可欠である。しか し、日本を含む東アジア圏では、そうした理 念の浸透とその健全な発達が、独自の伝統的 な法=政治文化によって妨げられてきたよう にも思われる。というのも、そこでは法は「道 理」ないし「正義=公平」とは切り離はな され、為政者による「統治」や「教化」、さ らには「利益」誘導のための手段、ないし は「道具」として捉えられてきたからであ る。つまり、君子や士大夫、統治者階層を 形成するエリート間では「礼」を通じた自 生的秩序形成が期待されるのに対し、「法」 はあくまでも被統治者層を対象とする次善 の策、ないしはエリートによる大衆統治の

ための道具とされる。そして、そのような 道具主義的法=政治文化の下では、「緊急事 態」法制の「悪法」への転化は、ますます 容易であると言わなければならない。米国 のブライアン・タマナハ教授は、「法の支配」 にかんする最も包括的な研究を行っている 法理論研究者の一人であるが、その業績を 称えるシンポジウムにおいて報告者は、タ マナハ教授の基調講演への応答報告を担当 した。その際、報告者は、日本における「法 の支配」は、西洋近代法におけるそれとは 異なり、「緊急事態」における「悪法」の支 配へと結びつきかねない脆弱性を有してい るという指摘を行っている (Nakayama, "On Legal Instrumentalism After Fukushima: A Comment on Professor Tamanaha's Lecture")。ちなみに、この報 告は、国際法哲学・社会哲学学会連合(IVR) が刊行する Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie の Beiheft に掲載の予定 である。

(3) 「緊急事態」の名の下に制定された 諸々の法制度が最も「悪法」へと接近するの は、壊滅的災害の場合にも増して、大規模な テロが行われた際や戦時体制の下であるだ ろう。その意味において、戦時下における各 国の法制度を比較することは、「緊急事態」 と「悪法」にかんする法哲学的理論の構築と いう本研究の目的にも合致する有益な作業 である。とりわけ、同じ敗戦国であるドイツ と日本について、第二次大戦下における各々 の諸法制を比較検討してみることが生産的 であると思われる。というのも、これにより 「近代法から現代法」への移行という両者に 共通する側面とともに、先に指摘した法=政 治文化の根本的な違いがさらにくっきりと 浮き彫りとなるからである。報告者は、若手 法制史研究者たちが組織したミニシンポジ ウムのコメンテータとして、そのような趣旨 の指摘を行い(法制史学会・近畿部会第 429 回例会・ミニシンポジウム「戦時法研究の可能性と課題」2013年10月19日、大阪大学中之島センター)、その概要を単行本に寄稿した(中山「二つの戦時法体制の類似性と相違をめぐって 法哲学研究者の立場から」)。

(4) 以上のように、報告者は、「リスクと 法」をめぐる自己のこれまでの研究との接続 を意識しつつ、「緊急事態」と「悪法」との 理論的関連について考察を進めてきた。そし て、基礎法学研究者を中心とする研究会の場 を借りて、それらの全体像を試行的に振り返 る研究報告も行っている(中山「リスク・緊 急事態・悪法論 こしかし、それと並行し て、アプローチに内在する限界も次第に明 らかとなってきた。報告者が「緊急事態と 悪法」という主題にこだわったのは、福島 原発事故以降の法的=行政的=政治的迷走が 頭を離れなかったからだが、国内法中心の 考察だけではその解明は到底望めないので はないかと考えるようになったからである。 原発事故以降の日本における法と統治をめ ぐる混乱の背後には、国際政治上の力学と いう、別の次元の要因が確かに存在する。 だとすれば、9.11 から 3.11 を経た今日に おいて「緊急事態」と「悪法」について考 えるためには、その前提として、国際法と 国際政治学の出自を、法哲学と法思想史の 視座から再検討してみる必要があるように 思われる。本研究で積み残されたこの課題は、 2016年度より実施される「危機とリスクをめ ぐる国際法/国際政治の法思想史」において 取りあげられる。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計2件)

中山竜一「互恵性と責任の政治学 リスク現実化の「前」と「後」」立命館言語文化

研究、26 巻 4 号、2015 年、査読有り、143-152 頁

中山竜一「リスク概念・リスク社会・東アジア的統治形態 风险概念・风险社会・东亚統治形态」大阪大学中国文化フォーラム編『東アジアリスク社会 発展・共識・危機』OUFC ブックレット Vol.2、2014年、査読無し、139-153 頁

[学会発表](計4件)

<u>中山竜一</u>「リスク・緊急事態・悪法論」 北海道大学法理論研究会、2015月7月4日、 北海道大学法学部センター会議室(北海道 札幌市)

Ryuichi Nakayama, "On Legal Instrumentalism After Fukushima: A Comment on Professor Tamanaha's Lecture", 国際法哲学・社会哲学学会連合(IVR)第11回神戸記念レクチャー「法と社会の発展理論を求めて 法哲学・法社会学・開発法学」、2014年5月31日、法政大学ボアソナード・タワー/スカイホール(東京都千代田区)

中山竜一「互恵性と責任の政治学 リスク現実化の「前」と「後」」(Politics of Reciprocity and Responsibility: Before and After the Materialization of Risks)立命館大学先端総合学術研究科国際コンファレンス「社会正義とカタストロフィ:リスク・責任・互恵性」2014年3月20日、立命館大学衣笠キャンパス、創思館カンファレンスルーム(京都府京都市)

中山竜一「コメント 総括セッション「リスク社会:発展・共識・危機」」大阪大学中国文化フォーラム第7回国際セミナー「現代中国與東亜新格局:発展・共識・危機」、2013年8月21日、大阪大学会館

大講堂(大阪府豊中市)

[図書](計1件)

中山竜一「二つの戦時法体制の類似性と相違をめぐって 法哲学研究者の立場から」 (小野博司=出口雄一=松本尚子編『戦時体制と法学者 1931~1952』国際書院、2016年、155-161頁、所収)

6.研究組織

(1)研究代表者

中山 竜一(NAKAYAMA RYUICHI) 大阪大学・法学研究科・教授 研究者番号:00257958

- (2)研究分担者
- (3)連携研究者